

様式第1号(第4条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

浅口市水道事業

浅口市長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

〒

電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(第4条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数量	備 考

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

浅口市水道事業

浅口市長 様

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

浅口市水道事業
浅口市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者
廃止
休止 届出書
再開

浅口市水道事業
浅口市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の
廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開)の 年月日	
(廃止・休止・再開)の 理由	

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

浅口市水道事業
浅口市長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
の届出をします。 選任
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年 月 日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名, 実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)(公表: 可 不可)		

※ 外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。

※ 受講者名は、公表の対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
		保有している資格等 ※1		
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)(公表: 可 不可)				

※1 以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者, その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者, 配管技能検定会合格者, 配管技能者認定)

※ 資格を証明する書類(資格者等)の写しを添付してください。

※ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

浅口市指定給水装置工事事業者指定申請提出書類一覧表

【提出書類】

	個人	法人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	○	○	裏面も記入(A4両面印刷)。
機械器具調書(別表)	○	○	新規と同じ様式。規程第5条第1項第2号に掲げる機械器具を有すること(管の切断用(金切りのこ等)・管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)・接合用(トーチランプ、パイプレンチ等)・水圧テストポンプが必要)。その器具の写真を添付すること。
誓約書(様式第2号)	○	○	規程第5条第1項第3号に該当しないものであること。
住民票の写し	○	—	3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。
定款の写し	—	○	直近のものを添付し、原本証明(代表者印等押印不要)をしてください。
登記事項証明書	—	○	3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。
給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第6号)	○	○	選任する主任技術者全てを記入。
給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し	○	○	選任する主任技術者全ての免状又は技術者証の写しを添付してください。
事務所の位置図、事務所外観及び事務所内の写真	○	○	
返信用の封筒	○	○	事業者証の郵送を希望される方のみ。角形2号(A4の用紙が折らずに入るサイズ)、送付先を記入、140円分切手を貼付してください。封筒は折りたたみ可。

【申請手数料】

指定の手数料 10,000円(申請時)

【申請場所】

浅口市鴨方町六条院中3050

浅口市上下水道部水道課窓口

電話(直通)0865-44-9039

浅口市指定給水装置工事事業者指定変更申請提出書類一覧表

【提出書類】

変更事項	提出書類	個人	法人	提出期限
事務所の名称や所在地の変更 代表者及び氏名の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	○	○	30日 以内
	誓約書(様式第2号)	○	○	
	住民票の写し	○	—	
	定款の写し	—	○	
	登記事項証明書	—	○	
	事務所の位置図、事務所外観及び事務所内の写真(所在地の変更の場合)	○	○	
	指定給水装置工事事業者証	○	○	
役員の変更【法人の場合】	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	—	○	30日 以内
	誓約書(様式第2号)※就任時のみ	—	○	
	定款の写し※就任時のみ	—	○	
	登記事項証明書	—	○	
主任技術者氏名の変更 主任技術者免状の交付番号の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	○	○	30日 以内
	給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し	○	○	
主任技術者の選任もしくは解任	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)	○	○	2週間 以内
	給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し(選任のみ)	○	○	
事業の廃止	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	○	○	30日 以内
	指定給水装置工事事業者証	○	○	
事業の休止	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	○	○	30日 以内
	指定給水装置工事事業者証	○	○	
事業の再開	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	○	○	10日 以内

※提出書類の詳細については、新規及び更新申請提出書類一覧表の備考欄をご確認ください。

【申請場所】

浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市上下水道部水道課窓口
電話(直通)0865-44-9039

浅口市指定給水装置工事事業者指定更新申請提出書類一覧表

【提出書類】

	個人	法人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	○	○	新規と同じ様式。裏面も記入(A4両面印刷)。
機械器具調書(別表)	○	○	新規と同じ様式。規程第5条第1項第2号に掲げる機械器具を有すること(管の切断用(金切りのこ等)・管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)・接合用(トーチランプ、パイプレンチ等)・水圧テストポンプが必要)。その器具の写真を添付すること。
誓約書(様式第2号)	○	○	新規と同じ様式。規程第5条第1項第3号に該当しないものであること。
住民票の写し	○	—	3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。
定款の写し	—	○	直近のものを添付し、原本証明(代表者印等押印不要)をしてください。
登記事項証明書	—	○	3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。
給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第6号)	○	○	選任する主任技術者全てを記入。
給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し	○	○	選任する主任技術者全ての免状又は技術者証の写しを添付してください。
指定給水装置工事事業者指定更新時確認書及び確認資料	○	○	講習会の受講証等の写し。
指定給水装置工事事業者証	○	○	原本。紛失した場合、任意様式で紛失届を提出してください。
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	○	○	役員等届出内容に変更がある場合は、更新手続きとは別に届出が必要です。
返信用の封筒	○	○	新事業者証の郵送を希望される方のみ。角形2号(A4の用紙が折らずに入るサイズ)、送付先を記入、140円分切手を貼付してください。封筒は折りたたみ可。

【申請手数料】

指定更新の手数料 10,000円(申請時)

【申請場所】

浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市上下水道部水道課窓口
電話(直通)0865-44-9039